

秘密標記(赤色)

北京アジア課長

() 政第 43 の 号
昭和 昭和 47 年 12 月 18 日

外務大臣 殿

在 大 韓 民 國
後 宮 大 使

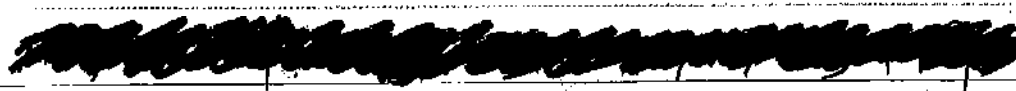


(件名)

原爆被害者援護協会の動向について

引用公・電信
日付・番号

11月16日付電信在比中1876号



韓国原爆被害者援護協会 辛泳沫会長 宛

同協会 中央支部 徐錫佑支部長 宛兼館長

手島に宛て、次の七割語を以て、御報告申し

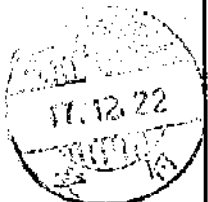
付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

1071



あり。

記

1. 全般、駐韓日本国大使より保健社会部長官
へ、公文書により、韓国人原爆被害者の実態
調査依頼がある旨保健社会部より連絡を
受けた。

本件が、人道的見地より、日韓両政府間で検
討されることになったのは、上記に大使殿を
はじめ日本大使館側の御努力の賜物と
し、厚く感謝にわがす。

又、日本大使館より実態調査依頼がある旨、
保健社会部より、調査の趣旨を申し渡されたこと
協力に依頼があった。早速に上記、取ら
かしのことであるが、保健社会部と外務部と
原爆被害者に関する資料を全型してある。

協会^の資料によると、この中には被害者総
数に推定 2 万名、登録者数は 5~6,000 名
である。

~~本~~ 原爆^病専門^医士は、其治療実態と、
福祉対策を全面にわたって「な」。

3. 本件に関し、外務部は協議化を成すか
外務部の意向としては、

(1) 韓国人医師を日本に派遣して、原爆病
専門医を養成する。

(2) 日本の専門医を韓国に派遣してその
治療をする。

(3) 原爆病患者を日本へ連れ戻して、治療
を復行させる。

この形の医療形態を考へておられる。

141. 協会としては、その医療機関(原爆

病院)の設置を考へておられ、そのための募金運動を初め所存である。

以前、日本を中心としたラベンス・クラブ会員の寄附金により、原爆病院を建設するの提議があったが、なかなか具体化せず、現在社一企業も集まっておられない。

(以上の話に対し、手島利、現在の段階において医療援助の形態を議論することは尚早である。協会は原爆被害者の実態調査を完全に行方努力するに努めようとする旨注意を喚起しておいた)

4. 本件に対する日本政府の態度 格別な国家補償についてはなく、人道的立場より医療援助をするのみ態度は、十分理解している。

以上、協会については、韓国政府に対しては、原爆犠牲者に対する補償を要求する所存である。

ある。これ、日韓請求権協定により両国内の請求権に関する問題は、完全かつ最終的に解決されたことである。同協定により韓国政府は日本政府に対し供与を受けた金品のうちから、原爆犠牲者に対しは、一銭も補償はくれないからである。

此、この補償請求をいかに、協会の人たちが、これを権利放棄をいかにして、駁してある。

5. 辛会長は、日本政府が落着くのを待つに仿り、外務大臣に対し、本件の積極的推進方懇願する予定である。